

ご案内

那医発第 654 号
令和 5 年 3 月 7 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

関係文書は当会ホームページ（新着情報→各種情報提供）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

保確第 1780 号
令和 5 年 3 月 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也

院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

平成 12 年度から実施されている院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)については、医療機関の外来部門の薬剤耐性の動向を正確に把握する観点から、令和 4 年より診療所にも参加いただいております。

本件は、令和 5 年 2 月 13 日時点で、548 の医療機関において、JANIS 検査部門に参加登録後、データ提出開始月になってから一度も JANIS への入力がない状態となっていることを踏まえ、令和 5 年 3 月 17 日までにデータの入力をお願いするものとなっております。

JANIS 検査部門への参加要件は「定期的にサーベイランスデータを提出し、原則として毎月 1 件以上の検体提出患者数を有すること」とされております。

3 ヶ月連続してデータの提出がない場合には、厚生労働省は院内感染対策サーベイランス運営会議で協議の上、参加登録を抹消できるとされており、3 月 17 日時点で参加要件を満たさない医療機関は参加登録を抹消される予定となる他、抹消となった場合には、末梢された時点で JANIS に係る診療報酬上のサーベイランス強化加算の届出の取り下げを行っていただくことになるとのことです。

なお、登録が抹消された場合でも、データ提出可能な体制を整えた後は、再度 JANIS に参加する事は可能とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしく願いについての追加申し上げます。

記

- 院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について
(令和 5 年 2 月 27 日 日医発第 2233 号(健II))

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 2223 号（健Ⅱ）
令和 5 年 2 月 27 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る医療機関の参加要件について

JANIS は、参加医療機関における院内感染の発生状況や薬剤耐性菌の分離状況及び薬剤耐性菌による感染症の発生状況を調査し、我が国の院内感染の概況の把握、医療現場への院内感染対策に有用な情報の還元等を目的とする事業で、令和 4 年から診療所も対象とされた旨、令和 4 年 3 月 25 日（健Ⅱ 630F）をもって貴会宛にご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各医療機関に対し別添事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、令和 5 年 2 月 13 日時点で、548 の医療機関において、JANIS 検査部門に参加登録後、データ提出開始月になってから一度も JANIS への入力がない状態となっていることを踏まえ、令和 5 年 3 月 17 日までにデータの入力をお願いするものです。

JANIS 検査部門への参加要件は「定期的にサーベイランスデータを提出し、原則として毎月 1 件以上の検体提出患者数を有すること」とされ、「院内感染対策サーベイランス実施マニュアル」の p5 3-6「参加医療機関の登録抹消」では、3 ヶ月連続してデータの提出がない場合には、厚生労働省は院内感染対策サーベイランス運営会議で協議の上参加登録を抹消できるとされており、同運営会議が 2 月 22 日に実施され、3 月 17 日時点で参加要件を満たさない医療機関は参加登録を抹消する予定としています。

また、参加登録が抹消された時点で、JANIS に係る診療報酬上のサーベイランス強化加算の届出の取り下げを行っていただくことになるとのことです。

なお、登録が抹消されても、データ提出可能な体制を整えた後で再度 JANIS に参加することは可能とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考）

○厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業 Web ページ：

<https://janis.mhlw.go.jp/participation/confirmation.html>

○院内感染対策サーベイランス実施マニュアル：

https://janis.mhlw.go.jp/about/material/janis_implementation_manual_ver10.0_20221026.pdf

事 務 連 絡

令和5年2月24日

公益社団法人 日本医師会 殿中

厚生労働省健康局結核感染症課

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る
医療機関の参加要件について

平素より、医療機関における院内感染対策の推進につきましては、御高配をいただき、ありがとうございます。

標記について、別添のとおり各医療機関あてに通知しましたので、その趣旨をご了知いただくことをよろしく申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 24 日

各医療機関 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る
医療機関の参加要件について

平素より、医療機関における院内感染対策の推進につきましては、御高配をいただき、ありがとうございます。

平成 12 年度から実施している院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）には多数の医療機関に参加いただいております。また、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（平成 28 年 4 月 5 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づき、医療機関の外来部門の薬剤耐性の動向を正確に把握する観点から、令和 4 年から診療所にも参加いただいております。

さて、令和 5 年 2 月 13 日時点で、548 の医療機関において、JANIS 検査部門に参加登録後、データ提出開始月になってから一度も JANIS への入力がない状態となっております。JANIS 検査部門への参加要件として「定期的にサーベイランスデータを提出し、原則として毎月 1 件以上の検体提出患者数を有すること。」としており、「院内感染対策サーベイランス実施マニュアル」（令和 4 年 10 月厚生労働省健康局結核感染症課）の 3-6 において、3 ヶ月連続してデータの提出がない場合には、当課は院内感染対策サーベイランス運営会議（以下「運営会議」という。）において協議の上、参加登録を抹消できることとしております。つきましては令和 5 年 3 月 17 日時点で登録抹消要件に該当している医療機関については、運営会議において協議を 2 月 22 日に実施し、登録を抹消することを予定しておりますので、現時点において登録抹消要件に該当している医療機関におかれましては、3 月 17 日までに急ぎデータの入力をお願いします。

JANIS の参加登録が抹消された時点で、JANIS に係る診療報酬上のサーベイランス強化加算の届出の取り下げを行っていただくことになるので留意のほどお願いします。

なお、参加登録が抹消されても、データ提出可能な体制を整えた後で再度 JANIS に参加することは可能です。

(参考)

○ 厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業Webページ

URL : <https://janis.mhlw.go.jp/participation/confirmation.html>

○ 問い合わせ先

<https://janis.mhlw.go.jp/contact/index.html>

○ 院内感染対策サーベイランス実施マニュアル

URL :

https://janis.mhlw.go.jp/about/material/janis_implementation_manual_ver10.0_20221026.pdf

○ 参加医療機関の登録抹消（院内感染対策サーベイランス実施マニュアルより抜粋）

「参加医療機関からのデータの提出が下記に該当する場合、結核感染症課は運営会議で協議の上、参加登録を抹消することができる。

- ① 検査部門、全入院患者部門においては、3ヶ月以上継続してデータの提出がない。
- ② SSI 部門、ICU 部門、NICU 部門においては、2回以上継続してデータの提出がない。
- ③ 2年連続して年報集計対象外（データ未提出、または疑義データ照会に応じない場合）。なお、提出されたデータの10%以上が必須項目を満たしていない等の理由で受理されなかった場合は未提出とみなす。」